

「部（局）課長」に改める。

第22条中「部課」を「部（局）課」に改める。

第24条第1項中「部課」を「部（局）課」に、「部課長」を「部（局）課長」に改め、同条第2項中「部課」を「部（局）課」に改める。

第26条第1項中「部課長」を「部（局）課長」に改め、同条第7項中「部長」を「部（局）長」に改め、「次長」の次に「危機管理監」を加える。

第28条第2号中「部長」を「部（局）長」に改め、「部次長」を「部（局）次長、危機管理監」に改める。

第53条第3項中「部課」を「部（局）課」に改める。

第69条の2を削り、第69条の3を第69条の2とし、第69条の4を第69条の3とする。

別表第1 1 本庁の項中「危機管理監 危監」を削り、

「広報課 広」を「広報課 広
危機管理室 危管」に、「人事課 人」を「人事課 人
行政経営課 行経」に

改め、「子育て・介護支援推進課 子介支」及び「家庭福祉課 家福」を削り、

「国保・老人医療課 国老」を「国保・老人医療課 国老
少子化対策推進課 少子対」に改め、同表 2 地方出
子ども家庭福祉課 子家福」

先機関の項中「熊本県新幹線八代事務所 新幹八」、「熊本県立肥後学園 肥学」、「熊本県立天草高等技術訓練校 天技訓」及び「熊本県積院ダム建設事務所 積建」を削る。

（熊本県職員被服類貸与規程の一部改正）

6 熊本県職員被服類貸与規程（昭和38年熊本県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表保育士の項中「、肥後学園」を削る。

熊本県訓令第10号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1出納局長専決事項の欄中第23号を第24号とし、同欄第22号中「前3号」を「第19号から第22号まで」に改め、同号を同欄第23号とし、同欄第21号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同欄第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

21 100万円以上の支出負担行為（役務費（電話料を除く。）に限る。）をすること。

別表第3会計課の部第2項出納局長専決事項の欄中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第1号中「、役務費（電報料及び電話料を除く。）」を削り、同号の次に次の1号を加える。

2 100万円以上の役務費（電報料及び電話料を除く。）の支出負担行為の確認及び支出命令の審査を行うこと。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県立大学処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立大学処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立大学処務規程（昭和55年熊本県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表学長専決事項の欄中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

5 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の規定による教育職員の兼職及び他の事業等への従事の承認に関すること。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県水産研究センター処務規程（平成2年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「漁場環境研究部」を「浅海干潟研究部」に改め、同項第6号中「利用加工研究部」を「食品科学研究部」に改める。

第5条漁場環境研究部の項中「漁場環境研究部」を「浅海干潟研究部」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 浅海干潟域における貝類藻類の増養殖技術の試験研究に關すること。

第5条利用加工研究部の項中「利用加工研究部」を「食品科学研究部」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 食品衛生の試験研究に關すること。

第5条内水面研究所の項に次の1号を加える。

(3) 河川等の環境に係る調査研究に關すること。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本農政事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第5条農業振興課の項に次の1号を加える。

(7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關すること。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本土木事務所処務規程（平成12年熊本県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「国道係、県道係」を「道路係、西環状道路係」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県地域振興局処務規程（平成12年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項保健福祉環境部福祉課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項農林（水産）部農業振興課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關すること。

第6条第1項農林（水産）部林務課（球磨地域振興局を除く。）の項第23号中「關すること」の次に「（宇城地域振興局及び芦北地域振興局に限る。）」を加え、同項農林部林務課（球磨地域振興局に限る。）の項第1号中「及び第23号」を削り、同項土木部工務第二課の項第4号中「亀川ダム」の次に「及び上津浦ダム」を加える。

第7条第1項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に屬する事項の項第2号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 法第6条の2第4項の規定に基づく指定確認検査機関等に対する建築基準関係規定に適合しない旨の通知に関すること。
 第10条第2項中「不在であるとき」の次に「又は置かれていないとき」を加える。
 別表熊本県八代地域振興局土木部工務課の項中「治水係」を「治水下水道係」に改め、「下水道係」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に八代地域振興局土木部工務課下水道係長を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、八代地域振興局土木部工務課治水下水道係長を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第16号

本庁各部（局）各課（総室・室）
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程の一部を改正する訓令
 熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程（平成15年熊本県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

別表1 2 支出負担行為に係る共通専決事項の表第12項中「500万円以上」及び「500万円未満」を削り、別表1を別表第1とする。

別表第2健康福祉部健康福祉政策課の項第1項中「、子育て・介護支援推進課」を削り、同表同部同課の項中第6項を第7項とし、第5項の次に次のように加える。

6 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。					
---------------------------	--	--	--	--	--

別表第2健康福祉部子育て・介護支援推進課の項を削る。
 別表第2健康福祉部福祉のまちづくり課の項第7項を削る。
 別表第2健康福祉部健康づくり推進課の項中「栄養士及び調理師並びに栄養改善」を「栄養指導並びに栄養士及び調理師」に、「ハンセン病の予防」を「ハンセン病対策」に、

6 肢体不自由児の療養指導を行うこと。				1 身体障害児の登録をすること。 2 療育医療実施に伴う自己負担金を徴収すること。	
---------------------	--	--	--	--	--

を

6 育成医療の給付及び療育の給付を行うこと。				1 療育の給付の実施に伴う自己負担金を徴収すること。	
------------------------	--	--	--	----------------------------	--

に改める。

別表第2健康福祉部国保・老人医療課の項の次に次のように加える。

健康福祉部	少子化対策推進課	1 少子化対策推進課、子ども家庭福祉課、精神保健福祉課、身体障害福祉課及び知的障害福祉課に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に関すること。				
		2 少子化対策の				